

〇つくば市労働者協同組合運営費補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第194号

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくば市労働者協同組合運営費補助金（以下「労働者協同組合補助金」という。）の交付に関し、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(労働者協同組合補助金の交付の目的)

第2条 労働者協同組合補助金は、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の規定により設立された労働者協同組合（以下「組合」という。）が地域における多様な需要に応じた事業を行うことを支援することにより、組合を通じて地域の課題の解決及び地域の活性化を図り、もって持続可能で活力のある地域社会の実現に寄与することを目的として予算の範囲内で交付する。

(補助事業等)

第3条 労働者協同組合補助金の交付の対象となる事務及び事業（以下「補助事業等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合の運営に関する事務
- (2) 地域の課題の解決及び地域の活性化に関する事業

(補助対象組合)

第4条 労働者協同組合補助金の交付の対象となる組合は、次の各号のいずれにも該当する組合とする。

- (1) 労働者協同組合補助金の交付を受けようとする年度の4月1日において、労働者協同組合法第26条に規定する設立の登記の日の翌日から起算して2年を経過していないこと（労働者協同組合補助金の交付を受けたことがない場合に限る。）。

- (2) 最初に労働者協同組合補助金の交付を受けた年度から4か年度を経過していないこと（労働者協同組合補助金の交付を受けたことがある場合に限る。）。
- (3) 組合の主たる事務所が市内にあること。
- (4) 市内で事業を行っていること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 労働者協同組合補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）
- (4) 役務費（広告料及び保険料に限る。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 備品購入費（備品1件の購入費用が1万円以上の備品の購入費に限る。）

（労働者協同組合補助金の交付額等）

第6条 労働者協同組合補助金の交付額は、補助対象経費の全額から国、他の地方公共団体その他公益団体から交付を受けた補助金、助成金等の額を差し引いた額の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、1会計年度につき60万円を限度とする。

2 同一の組合に対する労働者協同組合補助金の交付は、3回を限度とする。

（労働者協同組合補助金の交付申請）

第7条 規則第4条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、次の各号のいずれにも該当する日とする。

- (1) 労働者協同組合補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までの日
- (2) 補助事業等の着手予定日の前日（補助事業等の着手予定日が4月1日である場合は、4月1日）

3 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 組合の定款
- (2) 組合の履歴事項全部証明書
- (3) 組合員名簿
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 国、他の地方公共団体その他公益団体から交付を受けた補助金、助成金等の額を確認できる書類の写し（当該補助金、助成金等の交付を受けた場合に限る。）

（労働者協同組合補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第5号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業等に係る収入額及び支出額を記載し、労働者協同組合補助金の使途を明確にしなければならないこと。
- (2) 補助事業等は、労働者協同組合補助金の交付を受けた年度の末日までに完了しなければならないこと。
- (3) 補助事業等に係る会計帳簿その他証拠書類を整理し、当該年度終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) 市長が補助事業等について、報告を求め、又はつくば市職員をして、会計帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、労働者協同組合補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 不正の手段により労働者協同組合補助金の交付を受けたとき。

イ 労働者協同組合補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 労働者協同組合補助金の交付の条件に違反したとき。

(6) 前号の場合において既に交付した労働者協同組合補助金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(7) その他規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(労働者協同組合補助金の交付決定の通知)

第9条 規則第7条に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(労働者協同組合補助金の交付の時期)

第10条 労働者協同組合補助金の交付は、補助事業等の完了後とする。ただし、労働者協同組合補助金の交付の決定を受けた組合の請求により、労働者協同組合補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項ただし書の規定による交付に係る請求は、様式第3号により行うものとする。

(補助事業等の変更等)

第11条 規則第12条の2に規定する申請は、様式第4号により行うものとする。

2 規則第12条の2の承認をしたときは、当該申請をした者に様式第5号により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条第1項に規定する報告は、様式第6号より行うものとする。

2 規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業等に係る領収書の写し

(2) 写真、チラシ、ポスターその他の補助事業等を行ったことが確認できる書類

(労働者協同組合補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条に規定する通知は、様式第7号により行うものとする。

(労働者協同組合補助金の交付の請求)

第14条 規則第15条の2第2項に規定する請求（第10条第1項ただし書の規定に

よる交付に係る請求を除く。)は、様式第8号により行うものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が10年未満のものにあっては5年とし、法定耐用年数が10年以上のものにあっては10年間とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。